

## 「LADY GAGA」審決取消事件

### 【事件の概要】

商標「LADY GAGA」は、レコード等について、収録曲を歌唱する者を表示したもの、すなわち、その商品の品質（内容）を表示したものであるとする原審決の判断が支持され、その識別力が否定された。

### 【事件の表示、出典】

H25. 12. 17 知財高裁平成25年（行ケ）第10158号事件  
知的財産裁判例集HP

### 【参照条文】

商標法3条1項3号

### 【キーワード】

歌手名・音楽グループ名の識別力

#### 1. 審決の理由

アメリカ合衆国出身の人気歌手名として広く認識されている「LADY GAGA」の文字からなる本願商標を、その指定商品中、「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」（以下、まとめて「本件商品」という。）に使用した場合、これに接する取引者・需要者は、当該商品に係る収録曲を歌唱する者、映像に出演し、歌唱している者を表示したもの、すなわち、その商品の品質（内容）を表示したものと認識するから、本願商標は、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないものといわざるを得ず、また、本願商標をその指定商品中、上記「LADY GAGA」（レディ（一）・ガガ）と何ら関係のない商品に使用した場合、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあり、したがって、本願商標は、商標法3条1項3号及び4条1項16号に該当する。

#### 2. 裁判所の判断

（1）本願商標は、「LADY GAGA」の文字を標準文字で表してなるものであるところ、「LADY GAGA」の文字及びその表音である「レディ（一）・ガガ」の片仮名に関する以下の事実は、当事者間に争いがない。

ア）「LADY GAGA」（レディ（一）・ガガ）は、本名を「A」といい、アメリカ合衆国出身の女性歌手であり、2008年（日本盤は2009年5月）にファーストアルバム「ザ・フェイム」でデビュー（世界6か国で第1位を達成）、その後も、アルバムやシングル曲を発表しており、世界中で人気を博している。

イ)「LADY GAGA」(レディ (一)・ガガ)は、グラミー賞その他の賞を受賞しているほか、ギネス世界記録を保持している。また、USビルボードにおいては、2010年度「アーティスト・オブ・ザ・イヤー」に認定されるとともに、2010年の「トップ・セールス・アーティスト」となっており、さらに、米国のTIME誌「(世界で)最も影響力のある人物100人」やフォーブス誌「世界で最も影響力のある女性100人」の一人に、それぞれ選ばれている。

ウ)「LADY GAGA」(レディ (一)・ガガ)は、我が国においても、ファーストアルバム「ザ・フェイム」がヒット作となったり、2010年4月の来日公演が4公演とも完売となる等、人気を博しており、「NHK紅白歌合戦」にビデオ出演したほか、東日本大震災の復興支援活動(来日を含む。)にも精力的に取り組んだ。

(2)以上によれば、「LADY GAGA」(レディ (一)・ガガ)は、アメリカ合衆国出身の女性歌手として、我が国を含め世界的に広く知られており、「LADY GAGA」の欧文字からなる本願商標に接する者は、上記歌手名を表示したものと容易に認識することが認められる。

そうすると、本願商標を、その指定商品中、本件商品である「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」に使用した場合、これに接する取引者・需要者は、当該商品に係る収録曲を歌唱する者、又は映像に出演し歌唱している者を表示したもの、すなわち、その商品の品質(内容)を表示したものと認識するから、本願商標は、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ない。したがって、本願商標は、商標法3条1項3号に該当する。

また、本願商標を、本件商品である「レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ」のうち「LADY GAGA」(レディ (一)・ガガ)が歌唱しない品質(内容)の商品に使用した場合、「LADY GAGA」(レディ (一)・ガガ)が歌唱しているとの誤解を与える可能性があり、商品の品質について誤認を生ずるおそれがある。したがって、本願商標は、商標法4条1項16号に該当する。

したがって、審決が、本願商標は商標法3条1項3号及び4条1項16号に該当すると判断したことに誤りはない。

### 3. 検討

歌手名、音楽グループ名が音楽媒体を指定商品として出願された場合、識別力を欠くことを理由に拒絶されることがある。平成24年に日本弁理士会から運用改善の要望が出されていたが、今回特許庁の運用が支持されたことで、歌手名、音楽グループ名を拒絶する傾向は今後も続くことが予想される。

収録曲の歌唱主体であるアーティストの名称がレコードの内容表示であるとするならば、例えば洋服についてのデザイナー名も「〇〇によりデザインされた洋服」という商品の内

容を説明していると言える。同様に、商品一般についての企業名も「〇〇社によって製造された商品」という商品の内容を説明していることになり、この論法であれば殆どの商標が識別力を欠くことになるはずであるが、何故に音楽アーティスト名だけがこのような運用の対象となっているのか不可解である。

また、第41類「音楽の演奏」については、アーティスト名であっても拒絶の対象とならない運用がされているようであり、この点も一貫性に欠ける。

そして、アーティスト名が著名である故に歌手名として認識されるという理屈であるため、3条2項による登録の余地もなくなることとなり、アーティスト名については保護が全く欠けることになる。

2014. 1. 21  
(弁理士 土生 真之)